

下記の監査の結果に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成28年2月3日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 新田道尋

記

1. 監査対象 新庄市民プラザの平成26年度の施設管理に係る事務の執行について
2. 対象団体 NPO法人 芸術文化振興市民ネット新庄
3. 監査期間 平成27年10月30日～平成27年11月13日

監査の結果(指摘、要望事項)	措置の内容
<p>1. 指定管理料で購入した備品について、見積書の徴収がなく購入したものが見られる。 また、これらの検収月日や支払月日の日付に相違が見られるものがある。</p>	<p>1. 指摘された見積徴収については、今後備品購入の際は見積書を徴収してから購入するように改善します。 検収月日と支払月日の相違については、整合性のある伝票処理を行ない適切な管理に努めます。  新庄市民プラザの管理について適正を期するため、適宜業務又は経理状況に関し報告を求め、実施内容について調査し、又は必要な指示を行い、管理に努めます。</p>